

◎研究開発システムの改革の推進等に

よる研究開発能力の強化及び研究開

発等の効率的推進等に関する法律

(平成二〇年六月一日法律第六三号)(参)

一、提案理由(平成二〇年五月三〇日・参議院本会議)

○岡田広君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、世界の勢力地図に大きな変化が見られる中、我が国の国際競争力の低下が指摘されており、人口減少、少子高齢化がますます顕著となる我が国が、国際競争力を強化するとともに、豊かな国民生活を継続していくためには、科学技術を通じてイノベーションの創出が不可欠であります。

米国や中国を始め諸外国においては、既にイノベーションの創出による国際競争力の強化に向けた研究開発システムの改善のための法整備を行うとともに研究開発投資の拡大を活発化さ

せており、我が国が諸外国に後れを取ることは許されない状況にあります。

本法律案は、ただいま申し上げた状況に対処すべく、研究開発システムの改革を推進することにより、我が国全体の研究開発能力の強化及びイノベーションの創出を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の交流の促進等を行うことにより、研究開発等の推進を支える基盤を強化することとしております。

第二に、競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争の促進を図ることとしております。

第三に、資源の柔軟かつ弾力的な配分、研究開発等の適切な評価などを行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進することとしております。

第四に、研究開発施設等の共用の促進等を通じ、研究開発成果の普及、実用化を促進することとしております。

第五に、研究開発システム等の在り方に反映させるため、内外の動向等の調査研究を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

また、法施行後三年以内に、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえて見直しを行うこととしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は内閣委員会において全会一致をもって委員會提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二〇年六月五日)

○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与するもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の交流の促進等を行うことにより、研究開発等の推進を支える基盤を強化すること、

第二に、競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争的研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等に関する法律

促進を図ること、

第三に、資源の柔軟かつ弾力的な配分、研究開発等の適切な評価などを行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進することなどであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月三日日本委員会に付託され、昨四日岡田参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年六月四日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 国際的な頭脳獲得競争の中で、我が国の研究開発力の強化を図るためには、その基礎となる優れた研究人材の養成・確保が不可欠であり、研究人材に係る適切な人件費の確保、若手・女性・外国人研究者のための研究環境整備に努めること。

また、技術士等の人材の有する技能及び知識の有効な活用

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的
推進等に関する法律

一九八

及び継承が非常に有効であることを踏まえ、その積極的な活
用・推進に努めること。

二 研究開発法人における外部資金の積極的な受入れを促進す
る観点から、毎年度の運営費交付金の算定に際して、研究開
発法人における自己収入増大に向けた経営努力を積極的に評
価し、更に促すよう適切な対応を図ること。

三 我が国の研究開発力の強化に当たっては、独創的・基礎的
な研究活動及び教育活動を実施する大学の基盤の強化を図る
ため、国立大学法人の運営費交付金や私学助成を確実に措置
すること。

四 我が国の研究開発等を効率的に推進する観点から、国の資
金による研究開発に係る収入や購入研究機器等については、
その積極的な活用が図られるよう制度面・運用面での改善を
図ること。

その際、我が国の研究開発における民間企業の果たす役割
の重要性にかんがみ、これらの機器が広く民間企業にも共用
されるよう十分配慮すること。

五 国際競争力の確保の観点から、特許その他の知的財産に係
る審査等の手続きについて、迅速かつ的確に行うための審査
体制の更なる充実・強化その他必要な施策を講じること。

六 研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検

討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際
競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り
方についても検討すること。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。